

「特性試験の試験方法を定める件の一部改正案等に対する意見募集」提出された御意見及び総務省の考え方

○意見募集実施期間 令和5年4月6日(木)から同年5月10日(水)まで(35日間)

○意見提出者 合計 12者

※提出意見数は、意見提出者数としています。

※御意見は適宜、整理又は要約しており、また、適宜の項目に取りまとめております。

	提出された御意見	御意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	<p>本年3月にワイヤレス人材育成の観点からアマチュア無線制度の大幅な改正をしていただく中で、アマチュア無線家には、SHF帯の周波数を使用して遠距離通信を楽しみにされている方も多いため、この度の特性試験の試験方法を追加等の制度の見直しについては賛成の意見を述べさせていただきます。</p> <p>今回の見直しで、これまで以上にSHF帯に多くのアマチュア無線家の方の興味を持っていただくことで、高速のデータ通信や高画質の画像通信などSHF帯特有の技術に興味を持っていただく機会が拡大することは、ワイヤレス人材育成の観点からも、またアマチュア無線界のより一層の活性化に繋がるものと考えます。</p> <p>是非、今回の制度の見直し等が早期に実現するように希望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本アマチュア無線連盟】</p>	<p>本改正案に賛成の御意見として承ります。</p>	無
2	<p>アマチュア無線の技術基準適合証明及び工事設計認証が10GHz帯までに拡大されることは、バンドの認知向上のほか、利用手続きの簡素化が図られ、新たな周波数帯の利用拡大に資するものとなることを期待します。</p> <p>本改正案の一3(1)試験周波数の数「証明に係る周波数帯」の欄については、従前の表現としていただくようご検討をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般財団法人 日本アマチュア無線振興協会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本改正案に賛成の御意見として承ります。</li> <li>・アマチュア局は、電波法施行規則第13条の2に基づく告示に定められた範囲外の周波数の電波を発射することはできません。免許状等においても、当該告示に基づく「指定周波数(及びこれに対応する「動作することを許される周波数帯)」により周波数を指定しております。本改正案は、特性試験を行う周波数帯を、当該告示の定める「動作することを許される周波数帯」のうちから選択するものであることを明確化することとしたものです。このため、原案のとおりとさせていただきます。</li> </ul>	無

3	<p>アマチュア局の特定無線設備の試験方法について、新たに 5.6GHz 帯及び 10GHz 帯が含まれることは、アマチュア無線の技術発展に大きな貢献をすることが期待され、またアマチュア無線だけでなく今後の電子技術の発展にも大きく寄与するものと考えますので原案に賛同いたします。</p> <p>ただし、証明に関わる周波数帯につきましては、技術基準適合証明等の申込者の測定工数増加による負担増となります。また、もし証明に関わる周波数帯の記載が、証明周波数に影響があるものであれば、目先問題となることは無いかと思いますが、動作することを許される周波数帯の変更により認証変更要件に該当することとなり、既存設備を継続的に活用する際に、実質的影響もありますので、ユーザーの利便性悪化に繋がる改定内容になります。このような観点から、証明に関わる周波数帯につきましては、従前の例に倣う表現としていただくことを希望します。</p> <p style="text-align: center;">【日本アマチュア無線機器工業会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本改正案に賛成の御意見として承ります。</li> <li>・アマチュア局は、電波法施行規則第 13 条の 2 に基づく告示に定められた範囲外の周波数の電波を発射することはできません。免許状等においても、当該告示に基づく「指定周波数（及びこれに対応する「動作することを許される周波数帯）」により周波数を指定しております。</li> <li>技術基準適合証明等制度は、混信・妨害等の影響を与える度合いが比較的低い無線設備（総務省令に定める特定無線設備）について、無線局に設置する前の段階（工場製造段階又は流通段階）で、電波法に定める技術基準に適合していることを証明等する制度です。アマチュア局においては、技術基準適合証明等を受けた無線設備は、無線局免許手続の簡略化がなされ、落成検査等が省略されます。</li> <li>技術基準適合証明等制度の趣旨等から、特定無線設備は、混信・妨害等の影響を与えないことが前提であり、電波法施行規則第 13 条の 2 に基づく告示により定められる「アマチュア局が動作することを許される周波数帯」の範囲外の周波数を含んで技術基準適合証明等を行うことは適切ではなく、本改正案は、特性試験を行う周波数帯を、当該告示の定める「動作することを許される周波数帯」のうちから選択するものであることを明確化することとしたものです。このため、原案のとおりとさせていただきます。【総務省の考え方①】</li> <li>・将来どの周波数が新たに使用可能となるかは不明であり、アマチュア局が動作することを許される周波数帯に変更があった場合に広がった周波数が使用できないとしても、無線設備が技術基準適合証明等を受けた時点では使用することができない周波数が使用できないに過ぎず、不利益は存在しないものと考えます。【総務省の考え方②】</li> <li>・なお、アマチュア局の無線設備が技術基準適合証明等を取得する上で、アマチュア局が動作することを許される周波数帯ごとに、技術基準に適合しているか確認することは必要と考えます。同様に、アマチュア局が動作することを許される周波数帯が追加された場合も、当該周波数帯について、技術基準に適合しているか確認することは必要と考えます。【総務省の考え方③】</li> </ul>	無
---	---	--	---

4	<p>5. 6GHz 帯や 10GHz 帯を含むアマチュア局の無線設備の試験方法は、アマチュア局の無線設備が所定の帯域内で正しく動作し、周囲の電子機器に影響を与えないことを確認するために必要なものです。このような試験は、アマチュア局の適切な運用の確保と周囲への配慮に不可欠なものであることから、原案に賛同します。</p> <p>ただし、証明に係る周波数帯の細分化（別表第三十五の「一般事項」の「3 試験周波数と試験項目」の「(1) 試験周波数の数」の表中「証明に係る周波数帯」のうち、「1, 800kHz～1, 875kHz、1, 907. 5kHz～1, 912. 5kHz、3, 500kHz～3, 580kHz、3, 599kHz～3, 612kHz、3, 662kHz～3, 687kHz、3, 702kHz～3, 716kHz、3, 745kHz～3, 770kHz、3, 791kHz～3, 805kHz」) につきましては、次のような課題があることから、従前の例に倣う表現としていただくことを希望します。</p> <p>①もし今般の証明に係る周波数帯の表記方法の変更が技術基準適合証明等を取得する際の無線設備の発射可能な周波数に影響を及ぼすものであるならば、将来的に周波数割当の変更があった場合に、既存無線設備を対応させようとするすると認証変更要件に該当することになり、ユーザー様の利便性悪化につながりうること。</p> <p>②本件改正前の旧規格の無線設備を継続して利用する際にも①と同様の課題があること。</p> <p>③測定工数増加による申込者の負担増となること。</p> <p>④将来的に技術基準適合証明等の手数料の上昇といった申込者の負担増となるおそれがあること。</p> <p style="text-align: right;">【アイコム株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本改正案に賛成の御意見として承ります。</li> <li>・上記、【総務省の考え方①】、【総務省の考え方②】及び【総務省の考え方③】のとおりです。</li> <li>・技術基準適合証明等の手数料については、登録証明機関等において、技術基準適合証明等に必要な経費等を踏まえ、適切に設定されるものと考えます。</li> </ul>	無
5	<p>特性試験の試験方法に、24. 025GHz 帯以上についても含めた方がよいと考えます。また、全ての電波の型式を対象とするのが理想と考えます。</p> <p>無線機器メーカーの製品開発や営業展開等が、本来利用者本位の制度であるはずの技術基準適合証明等の制度によって足を引っ張ることのないような改正にして頂けるよう望みます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本改正案は、SHF帯の電波（10. 475GHz 帯まで）を使用するアマチュア局の特定無線設備について、その試験方法について検討を行ったところ、当該特定無線設備の試験方法を追加等することが適当であると認められることから改正を行おうとするものであり、24. 025GHz 帯以上については、今後の技術動向等をはじめ、既存無線局の利用状況等を考慮しながら、適宜、適切に検討を行うものです。</p> <p>規定にない電波の型式についても、今後の技術動向等をはじめ、既存無線局の利用状況等を考慮しながら、適宜、適切に検討を行うものですが、技術基準適合証明等を受けて製造・販売される一般的な送信機が発射する電波の型式については、既に網羅されているものと考えます。</p>	無

6	<p>証明に係る周波数帯が追加されたことは、非常通信呼出設定周波数での運用や、技術的發展に有用と考えますので、賛同いたします。</p> <p>4. 630kHz を除く 30MHz 以下の周波数帯については、改正前と同様の表記としていただきたいと思います。工事設計認証の要件が変更され、証明に係る周波数帯に限定されたものとなった場合、ユーザーの便宜を大きく損ねるものとなります。海外では、アマチュア局が動作することを許される周波数帯よりも外側の周波数で運用する事例があり、海外で運用する際にその周波数を使用できなくなることが懸念され、また、技術的研究において電波を発射するとは限らず、電波を空中線に送出せずに疑似負荷に向けて送信する場合がある。</p> <p>証明に係る周波数帯は、改正案は「アマチュア局が動作することを許される周波数帯を定める件（平成 21 年総務省告示第 126 号）」に記載されているものと同様、詳細な周波数の範囲として記載されています。周波数割当は、わが国だけの事情によるものではなく、国際電気通信条約に準じ、数年ごとに改正される可能性があります。変化することが想定される周波数の範囲については、アマチュア局が動作することを許される周波数帯に関する告示のように、一つの法令で管理される方がよろしいかと存じます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本改正案に賛成の御意見として承ります。</li> <li>・ 上記【総務省の考え方①】及び【総務省の考え方③】のとおりです。</li> <li>・ 御意見として承ります。</li> </ul>	無
7	<p>別表第三十五 証明規則第 2 条第 1 項第 12 号に掲げる無線設備の試験方法一 一般事項、3 試験周波数と試験項目、(1) 試験周波数の数について、3.5M、3.8M 帯の試験周波数の数を削減していただきたい。また今後は 3.5M と 3.8M 帯を独立した帯域ではなく一括して 3.5M 帯として扱い、本来広い帯域の内部に使用禁止帯域が複数存在する捉え方に変えていただきたい。</p> <p>3.5M、3.8M 帯を合わせて細切れに運用周波数帯が 6 に増えたが、個々の細切れになった帯域での試験は冗長に過ぎると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>上記【総務省の考え方①】及び【総務省の考え方③】のとおりです。</p>	無
8	<p>本件意見募集の告示改正案 2 件については、いずれも賛同いたします。</p> <p>平成 16 年総務省告示第 88 号（特性試験の試験方法を定める件）は技術基準適合証明等（以下、「技適」）の制度には必須で極めて重要な規定であると認識しています。しかし、現状では技適の新規種別の追加や既存種別の技術基準改正により試験方法の改正が必要な場合であっても、ほんの一部を除いて当該告示が追加・改正されていない状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本改正案に賛成の御意見として承ります。</li> <li>・ 特定無線設備の技術基準適合証明に関し、登録証明機関はその証明を受けようとする者から求めがあった場合、平成 16 年総務省告示第 88 号（特性試験の試験方法を定める件）（以下、「告示」という。）による試験方法又はこれと同等以上の方法により特性試験を行い審査することとされています。告示については、技術基準の制</li> </ul>	無

が続いていることは多くの関係者が認識しています。

(1) 技術基準と試験方法は無線設備においては表裏一体の重要なものと認識していますが、試験方法を告示において追加又は改正されない具体的な理由を教えてください。

(2) 技術基準が改正になり、告示されている試験方法を改正しなければならないものがあります。登録証明機関が臨時に定める試験方法も公表をされていないため、実効上試験が実施できないと思いますが、どうしたらいいのでしょうかご教示ください。

(3) 「電波法に基づく 特定無線設備 基準認証制度マニュアル（2023年春版）」には「告示で特性試験の試験方法が定められていない無線設備の種別に係る試験方法については、「当該試験方法が定められるまでの間、臨時に、登録証明機関が当該試験方法として適切と認め、自社のホームページ等で公表した方法を特性試験の試験方法とすることができる。なお、登録証明機関は、当該試験方法を公表しようとする場合は、あらかじめその旨を総務大臣に届け出なければならないこととなり、当該届出があった場合には、総務大臣は当該登録証明機関の名称及び当該試験方法をインターネットの利用その他の方法により公表することとなっている。」と記載されていますが、登録証明機関が臨時に特性試験の試験方法と認めた試験方法として電波利用ホームページに掲載されているのは、2 機関だけです。それ以外の証明機関は、総務省が告示していない種別の特定無線設備については証明ができない、又は試験方法を公開していないのに証明したものがあれば無効である、との理解でしょうか？

また、試験方法を公表していない機関に対し、今まで総務省は指導してきたのでしょうか。指導されてきたのであれば、試験方法が公開されていないならばなりません。電波監理行政の基準認証制度が厳格に施行されていないのではないかと思います。総務省のお考えを示してください。

技適対象無線設備が今後ますます増えることが容易に想像され、それに伴い新しい試験方法を告示していく必要があると認識しています。総務省は今後は試験方法を適時適切に告示していくのか、それとも平成 16 年以降のように告示しないで、登録証明機関のやり方に任せるのか方針を示してください。

【個人】

度化状況や台数等を踏まえて順次改正を行ってまいります。

- ・ 特性試験については告示による試験方法と同等以上の方法によることも可能であり、技術基準の改正後に告示の試験方法が改正されていない場合は、既存の告示の試験方法と同等以上の方法により特性試験を行うことが可能となっています。
- ・ 総務省は電波利用ホームページにおいて、登録証明機関が臨時に特性試験の試験方法と認めた試験方法を公表しており、御指摘のように公表が遅れていた機関について掲載しました。



9	<p>5. 6GHz 帯や 10GHz 帯を含むアマチュア局の無線設備の試験方法は、アマチュア局の無線設備が所定の帯域内で正しく動作し、周囲の電子機器に影響を与えないことを確認するために必要なものです。このような試験は、アマチュア局の適切な運用の確保と周囲への配慮に不可欠なものであることから、原案に賛同します。 【個人】</p>	<p>本改正案に賛成の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
10	<p>今回の周波数拡張の改正案 5. 6GHz 帯、10. 1GHz 及び 10. 4GHz 帯の追加に賛成します。</p> <p>「証明に係る周波数帯」については、現行の 1. 9MHz 帯については 1 波から 2 波、3. 5MHz 帯、3. 8MHz 帯については 2 波から 6 波にそれぞれ増加することになります。これらの増加した周波数の違いは極わずかであり電気特性が変わるものではない。従来通りの「証明に係る周波数帯」の区分で証明が可能であると考えます。測定工数は発射可能な全ての電波型式および電源電圧の変動を踏まえて測定する関係膨大な工数の追加となります。測定機関の裁量範疇とすることが可能となるよう電気的特性の違いの発生確率を踏まえて再度検討をお願い申し上げます。 【個人】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本改正案に賛成の御意見として承ります。</li> <li>・上記【総務省の考え方①】及び【総務省の考え方③】のとおりです。</li> </ul>	<p>無</p>
11	<p>原案に賛成する。</p> <p>短波帯の一部の周波数は、送信可能周波数をアマチュアバンドに限定するとされたい。(送信可能な周波数は「アマチュア局が動作することを許される周波数帯」告示に完全に従うこと。) 【個人】</p>	<p>本改正案に賛成の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「意見公募対象一覧」において「電波法施行規則の規定により許可を要しないアマチュア局の無線設備に係る工事設計の軽微な事項を定める件（令和 5 年総務省告示第 74 号）の一部を改正する件（告示）」の「根拠法令条項」とされている「電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）新規則第 10 条の 2」について、「新規則」とは何か。</li> <li>・改正後の平成 16 年総務省告示第 88 号別表第 35 中、一 3 の注における「(ただし、…もの)」について、「(…ものをいう。)」 「(…もの)」等とすべきではないか。</li> <li>・改正案の平成 16 年総務省告示第 88 号別表第 35 中、四 2 (4) 及び五 2 (3) に規定する「RMS」とは何か。</li> </ul> <p>【個人】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載のとおりです。 電波法施行規則等の一部を改正する省令（令和 5 年総務省令第 17 号）により定められた電波法施行規則第 10 条の 2 のことです。</li> <li>・御指摘等も踏まえて修正します。</li> <li>・RMS:実効値 (Root Mean Square)。瞬時値の 2 乗したものを時間平均し、その平方根で表される値です。</li> </ul>	<p>無</p> <p>有</p> <p>無</p>

※提出された御意見のうち、改正案に関係がないことから提出意見として扱わなかったものがあります（1 件）。